

浜松市告示第 155-2 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 34 条第 2 項の規定により、歴史的風致維持向上支援法人の指定したことを、次のとおり公示する。

令和 7 年 3 月 24 日

浜松市長 中野 祐介

1 法人の名称

一般社団法人 College Impact Japan

2 事務所の所在地

浜松市中央区布橋三丁目 8 番 1 号